

四日市市告示第356号

四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年8月10日

四日市市長 田中俊行

四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅のリフォームを促進し、地域経済の活性化をより確かなものとするため、市内に本社を有する事業者により、住宅のリフォームを行う者に対し、平成27年度の予算の範囲内でその経費の一部を補助することに関し、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「リフォーム」とは、既存の住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるため、住宅の一部について修繕、補修等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自らが居住する自己所有の住宅（これと同等と認められるものを含む。）のリフォームを行う者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本市に住所を有すること。
- (2) その者の属する世帯の全員が市税を滞納していないこと。
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすリフォームに係る工事とする。

- (1) リフォームに要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）が20万円以上であること。
- (2) 市内に存する住宅のリフォームであること。
- (3) リフォームを業として行う事業者（市内に本社を有する法人又は個人に限る。）が施工するリフォームであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、補助対象工事としない。

- (1) 別棟の倉庫、車庫等の工事
- (2) 造園、門扉、塀又は外構の工事

- (3) 下水道接続のみとなる配管工事
- (4) 浄化槽設備の工事
- (5) 解体工事
- (6) 市等の他の補助制度（国が実施するエコポイント制度を除く。）を利用する工事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める工事  
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用の100分の20に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）とする。ただし、10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、補助対象工事の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票。ただし、発行日から3月以内のものに限る。
- (2) 世帯全員の市税の滞納がないことの証明書。ただし、発行日から3月以内のものに限る。
- (3) リフォームを行う住宅の所有者がわかる書類。ただし、発行日から3月以内のものに限る。
- (4) 工事見積書の写し
- (5) 工事内容がわかる図面等
- (6) 施工箇所の着工前の写真
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、交付を決定し、四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

（状況報告及び実地調査）

第8条 市長は、申請者に対し、補助対象工事の進捗状況について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、市長は、補助対象工事が補助の

決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(計画の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）が補助対象工事の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助対象工事を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに四日市市住宅リフォーム事業費補助金変更承認申請書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 工事の変更内容のわかる図面
- (2) 変更後の工事内訳見積書
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の補助金変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、第7条による決定を変更し、四日市市住宅リフォーム事業費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(決定の取消等)

第10条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 四日市市補助金等交付規則、この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施工等について不正な行為があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、補助金の使用が不適切であると市長が認めたとき。

(実績報告書)

第11条 決定者は、平成28年2月29日までに、補助対象工事を完了させなければならない。

2 決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了日から起算して30日以内に、四日市市住宅リフォーム事業費補助金実績報告書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は請書の写し

(2) リフォームに要した費用にかかる支払額を証する領収書の写し

(3) 施工箇所にかかる施工中及び完了後の写真

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

(補助金の請求)

第13条 決定者は、四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付請求書(第6号様式)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(関係書類の整備)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を整備して、当該補助事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長が実施する検査に協力しなければならない。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が、前各項の規定に従わない場合は、補助金を返還させることができる。

(補助金の評価)

第15条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(商工農水部商業勤労課)

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 郵便番号  
住 所

フリ ガナ  
氏 名 ㊟

電話番号 ( )

四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付申請書

四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 事業の内容

リフォームの内容 (該当項目にチェックをつけてください。その他の場合は、具体的に記入してください。)	<input type="checkbox"/> 台所のリフォーム <input type="checkbox"/> 洗面所のリフォーム <input type="checkbox"/> 省エネリフォーム <input type="checkbox"/> 外壁の塗装 <input type="checkbox"/> 床の張り替え <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 浴室のリフォーム <input type="checkbox"/> トイレのリフォーム <input type="checkbox"/> 屋根の塗装 <input type="checkbox"/> 壁紙の張り替え
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
施工業者	所在地 四日市市 名称 代表者名 電話番号 ( )	

<p>リフォームに要する費用(対象となる工事の費用)</p>	<p style="text-align: right;">円</p>
<p>添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> リフォームの工事見積書の写し(工事期間、施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印があるもの)及び工事内訳書</li> <li><input type="checkbox"/> リフォームの内容が分かる図面等の書類</li> <li><input type="checkbox"/> 住宅の外観の写真(施工前)</li> <li><input type="checkbox"/> リフォームを行う部分の写真(施行前)</li> <li><input type="checkbox"/> 世帯全員が記載されている住民票</li> <li><input type="checkbox"/> 世帯全員の市税の滞納がないことの証明書</li> <li><input type="checkbox"/> リフォームを行う住宅の所有者がわかる書類</li> <li><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

第2号様式（第7条関係）

四日市市指令 第 号  
年 月 日

様

四日市市長 印

四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市住宅リフォーム事業費補助金について、下記のとおり交付することと決定したので、四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件
  - (1) 四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付要綱を遵守すること。
  - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
  - (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 郵便番号  
住 所

フリ ガナ  
氏 名

㊟

電話番号 ( )

四日市市住宅リフォーム事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号 をもって交付決定を受けた四日市市住宅リフォーム事業を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

2 変更交付申請額	円
前回交付決定額	円
変更増減額	円

3 変更理由

4 添付資料

- (1) 工事の変更内容のわかる図面
- (2) 変更後の工事内訳見積書の写し
- (3) 市長が必要と認める書類



四日市市指令 第 号  
年 月 日

様

四日市市長 ㊟

四日市市住宅リフォーム事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった四日市市住宅リフォーム事業費補助金については、四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 変更内容は、年 月 日付け四日市市住宅リフォーム事業費補助金変更承認申請書の記載のとおりとする。
  
- 2 変更交付決定額 円  
前回交付決定額 円  
変更増減額 円
  
- 3 補助金の交付条件
  - (1) 四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付要綱を遵守すること。
  - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
  - (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

年 月 日

四日市市長

郵便番号  
住 所

フリガナ  
氏 名

㊟

電話番号 ( )

四日市市住宅リフォーム事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた四日市市住宅リフォーム事業費補助金について、対象となるリフォームが完了したので、四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付要綱第11条の規定により実績報告します。

交付決定額	円
リフォームに要した費用（対象となる工事の費用）	円
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
施工業者	所在地 四日市市 名 称 代表者名 電話番号 ( )
添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書の写し（施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印があるもの） <input type="checkbox"/> リフォームを行った部分の写真（施工中及び施工後） <input type="checkbox"/> 工事請負契約書又は請書の写し

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

郵便番号  
住 所

フリ ガナ  
氏 名

㊤

電話番号 ( )

四日市市住宅リフォーム事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた四日市市住宅リフォーム事業費補助金について、四日市市住宅リフォーム事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 円

振 込 先	銀行・金庫・組合		支店・支所・出張所
	口座種別	口座番号	口座名義人 (カタカナ)
	1 普通 2 当座		